

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第83号）（建設局水と緑環境部緑政課）

京都市梅小路公園の再整備に関する事業の実施に伴い、遊戯用電車の使用料を改定する等の必要があるため、規定を整備することとしました。

この条例は、京都市梅小路公園条例施行規則で定める日から施行することとしました。

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第83号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第6条第1項中「1人1回につき300円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1日乗車券 1人1日につき300円

(2) 片道乗車券 1人1回につき150円

別表第1遊戯用電車の項を次のように改める。

遊戯用電車、市電展示室及び店舗（緑の館内に存するものを除く。）	別に定める。	別に定める。
---------------------------------	--------	--------

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)